

## まちなか賑わい創出イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 まちなか賑わい創出イベント補助金(以下「補助金」という。)の交付については、小浜市補助金等交付規則(昭和56年小浜市規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の事業者が連携し、まちなかの賑わい創出に向けたイベントを支援することにより、北陸新幹線敦賀開業に向け、民間が主体となり継続した賑わいを創出することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を申請できる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合はこの限りでない。

(1) 以下のいずれかに該当する者とする。

- ア 市内に活動拠点がある団体
- イ 市内に主たる店舗を有している事業者
- ウ 市内の一次産業者

(2) 関係法令等に違反していないこと。

(3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 前各号の要件を満たす者が2者以上連携すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象者としなない。

(1) 小浜市暴力団排除条例(平成23年小浜市条例第17号)に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者

(2) 前号に掲げる者のほか、補助事業の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 原則市内の公共空間を活用したイベント
- (2) エンゼルラインを活用したイベント
- (3) 情報発信に係る事業
- (4) その他市長が必要と認めた事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、別表に定める経費とする。

(補助率および補助限度額)

第6条 補助金の補助率は2分の1とし補助限度額および交付上限件数は次のとおりとする。

(1) 補助限度額および交付上限件数

ア 市内の公共空間を活用したイベント：補助限度額5万円（交付上限＝10件）

イ エンゼルラインを活用したイベント：補助限度額20万円（交付上限＝1件）

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が国または地方自治体による本補助金以外の補助金の申請を行っている場合は、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

3 補助金の交付については、1事業者（連携者を含む）につき1回限りとし、申請については先着順とする。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 事業を実施するにあたり必要となる手続き等は、全て補助事業者が対応すること。

例) ・道路占用が必要となる場合の占有許可手続き

・調理をするにあたり必要となる福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター等の協議等

(2) 事業については、NEST-INN-OBAMA プロジェクト実行委員会が管理するWEBやSNS等による情報発信に協力すること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) まちなか賑わい創出イベント補助金交付申請書（様式第1号）

(2) まちなか賑わい創出イベント補助金事業計画書兼収支予算書（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(計画内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ、まちなか賑わい創出イベント補助金事業内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日以内または、4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) まちなか賑わい創出イベント補助金実績報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第5号）
- (3) 支出の金額、内容等が確認できる証拠書類の写し（領収書の写し等）
- (4) 成果品（事業当日の様子が確認できる写真等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### （補助金の交付）

第12条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、まちなか賑わい創出イベント補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、まちなか賑わい創出イベント補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 規則またはこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助対象事業が不相当であると認められたとき。
- (3) 前2号のほか不正の事実があると市長が認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業における補助金の額が確定した後においても適用する。

#### （補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### （その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	科目	補助対象経費
直接経費	需要費	消耗品、印刷製本費等
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料 等
	委託料	事業の一部を委託する経費
	使用料および賃借料	会場使用料、機械器具類賃借料 等
	その他	市長が必要と認めた経費